

75歳以上の方へ

## 8月1日(水)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在、使用している「オレンジ色」の保険証の有効期限は、7月31日(火)です。  
8月1日からは、住所地に郵送される「若草色」の保険証を使用してください。

### ●新しい保険証は住所地へ郵送します。

7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。

- ・簡易書留郵便は、受け取るとき押印または署名が必要です。
- ・配達時に不在のときは郵便受けに「郵便物お預かりのお知らせ」が入りますので、郵便局に連絡をして受け取ってください。
- ・郵便局で「郵便物お預かりのお知らせ」に記載のある期間までに受け取りができない場合は、市役所（市民窓口グループ）での受け取りになります。

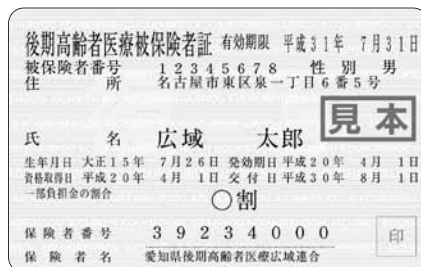
※詳しくは問い合せてください。

### ●「オレンジ色」の古い保険証は…。

有効期限（7月31日(火)）を過ぎた保険証は使用できません。

市役所に返却もしくは処分<sup>(注)</sup>してください。

※<sup>(注)</sup>処分する場合は、細かく裁断するなど、個人情報の取扱いに注意してください。



問合せ先 両市民窓口グループ 医療担当 ☎52-1111（内線227）

## 国民健康保険 高齢受給者証・限度額適用認定証などの更新時期です

### 高齢受給者証

8月1日(水)から変わります

高齢受給者証は、70歳から74歳の方に交付されます。病院などの窓口で支払う一部負担金の割合が記載された、被保険者証とあわせて使用する証です。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(火)です。新しい受給者証は、7月末日までに自宅へ郵送します。

（更新の手続きは必要ありません）

8月1日(水)以降に病院を受診する場合は、新しい受給者証を提示してください。

※新しい受給者証は、白色です。

### ◆古い受給者証は返却してください

古い受給者証は、9月28日(金)までに郵送か、通知文に記載されている施設の回収箱または直接市民窓口グループへ返却してください。

### 高額療養費

### 限度額適用認定証

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

手続きが必要です

有効期限は7月31日(火)です

70歳未満の方が医療機関にかかり、窓口での支払い額が高額となる場合に、限度額適用認定証などを提示することで世帯ごとに定められた限度額までの支払いとなります。

現在、限度額適用認定証などの交付を受けている方の有効期限は7月31日(火)です。

8月以降も利用する場合は、市民窓口グループで更新手続きをしてください。

なお、8月からは70歳以上75歳未満の現役並み所得（住民税課税所得が690万円未満）の方も申請ができます。

**持ち物** 国民健康保険被保険者証、印鑑、交付済みの限度額認定証（更新の方のみ）、マイナンバーのわかるもの、顔写真付きの身分証明書

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、交付できません。

※交付には、世帯主と国保加入者の平成29年中の所得の申告が必要です。

問合せ先 両市民窓口グループ 国民健康保険担当 ☎52-1111（内線219・261）